

下田市と大塚製薬株式会社との包括連携に関する協定書

下田市（以下「甲」という。）と大塚製薬株式会社（名古屋支店取扱い：以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し地域の一層の活性化及び市民サービスの向上を図るため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、甲及び乙が包括的な連携と協力のもと、双方の資源を活用した事業に協働で取り組むことにより、地域の一層の活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、相互に情報及び意見の交換に努めるとともに、次に掲げる事項について連携及び協力をする。

- (1) 市民の健康づくりの推進に関すること
- (2) 熱中症対策の取り組みに関すること
- (3) スポーツの振興及び青少年の育成に関すること
- (4) 女性の活躍推進に関すること
- (5) 防災・減災活動、災害時協力に関すること
- (6) その他、本協定の目的の達成に資すること

2 甲及び乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、必要に応じ、協議を行うものとし、具体的な取組内容は協議の上、決定するものとする。

（協定内容の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定内容の変更又は解除を申し出たときは、その都度協議の上、必要に応じて変更又は解除を行うものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく連携及び協力の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を相手側の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示又は漏洩してはならない。

2 甲及び乙は、理由の如何を問わず、本協定が終了した後も前項に規定する秘密保持の責務を負うものとする。

（反社会的勢力への対応に関する特則）

第5条 甲及び乙は、反社会的勢力（暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人などを含む。）と関係を持たないことを表明し保証する。

2 甲及び乙は、相手方に対して、次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。

- (1) 脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求
- (2) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いた信用毀損又は業務妨害
- (3) その他前2号に類似するいかなる行為

3 甲及び乙は、相手方が第1項の表明保証に反すると合理的に認められる場合又は相手方が前項各号のいずれかの行為を行った場合には、当該相手方に対して何ら通知をすることなく直ちに本協定を解約することができる。

（期間）

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヵ月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、1年間更新され、その後も同様とする。

（疑義の解決）

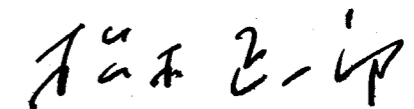
第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義が生じたものについては、甲乙が協議して定めるものとする。

本協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を所持する。

令和5年12月19日

甲：静岡県下田市本郷1丁目5番18号
下田市

下田市長



乙：愛知県名古屋市中区丸の内3-23-20
大塚製薬株式会社
ニュートラシューティカルズ事業部
名古屋支店

支店長

